

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令について (概要)

平成 29 年 6 月
国土交通省自動車局
審査・リコール課

1. 背景

道路運送車両法の一部を改正する法律案が5月19日に成立したことに伴い、型式指定を受けた者に対する報告徴収及び立入検査における虚偽の報告等に対する罰則が強化されるとともに、不正の手段により型式指定を受けたことが判明した場合には、国土交通大臣は、当該型式指定を取り消すことができることとされました。

これに伴い、型式指定を受けた者に対し立入検査を行う職員が携帯する証票の様式等を定めるため、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）等の一部を改正することとします。

2. 概要

- 型式指定を受けた者に対し立入検査を行う職員が携帯する証票の様式について定めます。
- 型式指定の申請の際に、型式指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面を提出しなければならない者について、不正な手段により型式指定を受け、当該型式指定を取り消された自動車製作者等を追加します。
- その他所要の改正を行います。

3. スケジュール

公 布 平成 29 年 6 月 15 日

施 行 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日